

事務連絡
令和4年1月20日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

都道府県が大規模接種会場を設置する際のワクチン配分について

「追加接種（3回目接種）の実施に向けた大規模接種会場の確保等について」（令和3年12月22日付け事務連絡）及び「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日付け事務連絡）により、都道府県において大規模接種会場を設置すること等により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における追加接種が速やかに実施されるよう、積極的な支援を図っていただきたい旨依頼しているところです。

また、国から示すワクチンの配分量については、都道府県が、大規模接種会場の設置も含め、主体的かつ効率的な接種体制を検討の上、管内市町村にワクチンを配分することを念頭に、市町村単位ではなく、都道府県単位でお示ししているところです。

都道府県において大規模接種会場を設置する場合は、大規模接種会場が地域住民の接種促進につながるものであることや、ワクチンの配分量を都道府県単位でお示ししている考え方を踏まえ、今後国から配分されるワクチンを用いて管内市町村と連携・調整いただき（国から都道府県に配分を示したワクチンの量から、都道府県が設置する大規模接種会場での必要量を引いた上で、残余を管内市町村に配分する等）、効率的な会場運営を行っていただくようお願いします。また、初回接種（1、2回目接種）時の在庫ワクチンを活用いただくことや、既に管内市町村に配分した（又は配分を予定している）ワクチンを活用することもご検討ください。併せて、管内市町村が保有するワクチンを活用して連携・共同して大規模接種会場を運営する等の運営上の工夫についても検討いただくようお願いします。

なお、国としては、政府在庫を持つことなく、輸入されたワクチンを都道府県宛て順次配送又は配送予定としてお示し済みである旨、申し添えます。